

横須賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要

1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画とは

ごみ処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき市町村が定めなければならない、長期的視野に立った本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画であって、「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」などを定めるものです。

2 計画の内容

計画書の構成は、同法第6条第2項に規定する事項を中心に、ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月 環境省廃棄物対策課長通知）に基づき必要事項を定めます。

本市のごみ処理の基本方針を始め、現状と課題、ごみの発生(排出)抑制のための方策、分別収集区分と適正処理・資源化などについて定めることとします。

【参考】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

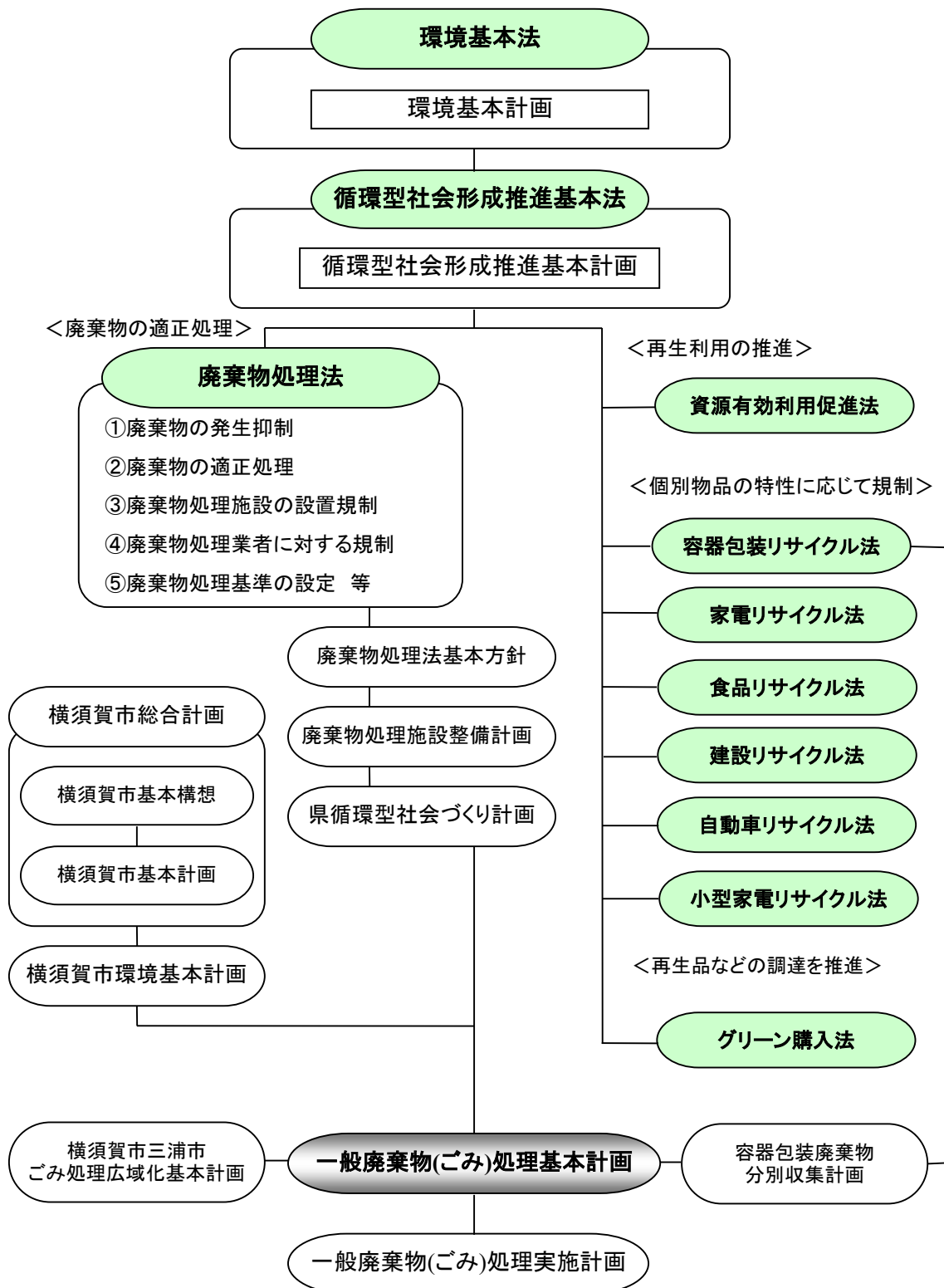
3 計画期間

令和4年度（2022年度）～令和11年度（2029年度）の8年間での策定を予定しています。

また「ごみ処理基本計画策定指針」では、概ね5年ごとに改定するほか、前提諸条件に大きな変更があった場合には見直すとされています。

それを前提としながら、上位計画であり別途策定を行う「横須賀市基本計画」、「環境基本計画」の計画期間とも整合を図ります。

4 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と他の計画との関係



5 計画策定の考え方

(1) 計画の基本理念・基本方針について

現行計画の基本方針は、最近の環境・ごみ処理に関する国施策の動向に大きく外れるものではありませんが、循環型社会形成推進基本計画等の考え方に照らし方向性を検討します。

(2) 将来人口推計の活用

横須賀市の都市政策研究所では将来の人口推計を行っています。

計画策定にあたり計画期間の人口推計を参考に、ごみの排出量等を推計します。

(3) 施策の検討

基本理念・基本方針を検討するとともに、その実現のために重点的に推進する施策について検討します。

(4) 進行管理

ごみの発生量、処理量や資源化率等の数値目標のほか、新たな評価項目の設定を検討します。

(5) 他計画との整合

上位計画である「横須賀市基本計画」、「横須賀市環境基本計画」についても同時期に策定を行いますので、計画期間や内容等、関連する部分は整合をとりつつ策定を進めます。